岩手県立療育センター指定管理者派遣職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第71号

岩手県立療育センター指定管理者派遣職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立療育センター指定管理者派遣職員の給料の調整額に関する規則(平成19年岩手県規則第65号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後		
別表第2 調整基本額表(第2条関係)					第2 調整基本	本額表(第2条関係)	
1	行政職給料表			1	行政職給料表	長	
	職務の級	調整基本額			職務の級	調整基本額	
	[略]				[略]		
	2級		8,500円		2級		8,400円
	[略]			•	[略]		
	6級		11,200円	•	6級		11,100円
	7級		12, 100円		7級		12,000円
	[略]				[略]		
	9級		14,400円		9級		14,300円
	10級		16,000円		10級		15,900円
2	[略]			2	[略]		
3	医療職給料表(2			3	医療職給料表	長(2)	
	職務の級	調整基本額			職務の級	調整基本額	
	[略]				[略]		
	4級		9,700円		4級		9,600円
	[略]				[略]		
	6級		11,300円		6級		11,200円
•	[略]			•	[略]		
4	医療職給料表(3	()		4	医療職給料表	長(3)	
	職務の級	調整基本額			職務の級	調整基本額	
	[略]				[略]		
	5級		10,400円		5級		10,300円
	[略]			•	[略]		

附則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。